上峰町社会福祉協議会すぱーく上峰施設の利活用に向けた改修事業プロポーザル実施要領

令和元年１０月１５日
社会福祉法人 上峰町社会福祉協議会

社会福祉法人 上峰町社会福祉協議会（以下「本協議会」という。）は、すぱーく上峰の施設の利活用に向けた改修事業の受注事業者を以下の要領で公募する。

１ 業務目的

すぱーく上峰は平成１０年に完成し、町民の健康増進及びスポーツ文化の構築の一端をになってきた。しかし、完成より２０年が経過しており、施設状況及び利用状況が、利用者のニーズに対応できていない部分も出てきている。そこで、町民の健康増進及びスポーツ文化に関する機運の更なる醸成及び利便性の向上を図るために改修事業を行う。

本事業は、すぱーく上峰を町民のニーズに即した整備を行うことで、利用者の安全性の確保、利便性の向上、さらには多目的な活用を図ることにより、スポーツを楽しむひとの増加に寄与する魅力的な施設へ改修することを目的として、民間が保有するノウハウ（利用計画、人工芝生施工技術、コストの縮減）を活用した提案型事業を実施するものである。

２ 業務概要

（１）事業名　：　すぱーく上峰　施設の利活用に向けた改修事業
（２）事業内容　：　仕様書のとおり
（３）履行期間　：　契約締結日から令和２年２月２８日までとする
（契約時に受託事業者との協議により短縮することは可能とする。）。
（４）契約形態　：　委託契約
（５）採択件数　：　１件
（６）予算上限額　：　３２，５００，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

（７）契約料の支払時期　：　業務完了後に一括支払い

３ 参加要件

プロポーザルに参加する者は、次の全ての要件を満たす者とする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による再生手続き又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく更生手続が開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（３）公募開始の日以前６ヶ月以内に金融機関において、不渡り手形等を出していないこと。

（４）公告時点で、上峰町及び佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。

（５）佐賀県内に本社、支社及び営業所を有し、緊急時に本協議会との連絡が密にとれる体制がとれること。

（６）自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当するものでないこと、並びに次の②から⑦に掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

② 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

③ 暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者

４ プロポーザルのスケジュール及び実施方法

参加者から提出された企画提案書等について、プレゼンテーション形式のプロポーザルによる審査を行い、最も優れた評価を得た者を契約候補者とする。

（１）スケジュール

公告開始	令和元年　１０月１５日（火）
質問書受付締切	令和元年　１０月１８日（金）１７時まで
プロポーザル参加申込締切	令和元年　１０月２１日（月）１７時まで
企画提案書等提出締切	令和元年　１０月２１日（月）１７時まで
プレゼンテーション、審査会	令和元年１０月　下旬
契約候補者決定	令和元年１０月　下旬

（２）質問の受付及び回答

プロポーザルに関する質問は、質問書に内容を簡潔にまとめ、次により提出すること。なお、電話、来訪及び口頭等による質問は受け付けない。

① 提出書類 質問書（様式１）

② 受付期間 令和元年１０月１５日（火）～１０月１７日（木）１７時まで（必着）

③ 提出先

〒849-0122

佐賀県三養基郡上峰町大字前牟田 107 番地 2

社会福祉法人　上峰町社会福祉協議会

TEL：0952-52-4930　FAX：0952-52-4932

Mail：kamisya@star.saganet.ne.jp

④ 提出方法 持参、郵送、FAX、電子メール

・FAX 及び電子メールの場合は、送信後、着信確認の電話をすること。

⑤ 回答

令和元年１０月１８日（金）１７時までに、公平を期すために一旦取りまとめ協議の上、会社名を伏せて回答書を質問した各応募者へメールする。

（３）プロポーザルへの参加申込

① 提出書類

ア プロポーザル参加申込書（様式２）

イ 団体概要（様式３）

ウ 誓約書（様式４）

エ ほか下記の書類

ⅰ）登録証明書又は営業許可証明書（写）

ⅱ）登記事項証明書（写）

ⅲ）財務諸表（写）

ⅳ）課税されている税に関する滞納のない証明書

② 受付期間 令和元年１０月１５日（火）～１０月２１日（月）１７時まで（必着）

・期限までに必要書類の提出がなかった場合、プロポーザルへの参加は認めない。

③ 提 出 先 上記４の（２）の③に同じ

④ 提出方法 持参、郵送、FAX、電子メール

・FAX 及び電子メールの場合は、送信後、着信確認の電話をすること。

⑤ 提出部数 各１部

（４）企画提案書等の提出

① 提出書類

ア、提案書

イ、見積書 種別ごとの経費を明記

費用の内訳を可能な限り詳細に記載すること。

ウ、ほか参考資料又は補足資料

② 受付期間 ： 令和元年１０月２１日（月）１７時まで（必着）

③ 提 出 先 ： 上記４の（２）の③に同じ

④ 提出方法 ： 持参または郵送（簡易書留等、送達の記録が残る方法に限る）

⑤ 提出部数 ： 用紙のサイズはＡ４版とし、アからウを１冊とし１０部を準備（正本１部・副本９部）

（５）プロポーザルの実施

① 日 時 ： 令和元年１０月下旬頃

個別の時間については、参加者に別途連絡する。

② 場 所 ： 社会福祉法人上峰町社会福祉協議会

（佐賀県三養基郡上峰町大字前牟田 107 番地 2）

③ 実施方法 ： 参加者は、事前に提出した企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行う。１団体についてのプレゼンテーションの時間は５０分程度（説明４０分・質疑応答１０分程度）とし、参加人員数は５名までとする。また、提案書にて届け出た総括責任者及び本協議会の担当予定者は必ず参加すること。

④ その他 ：プレゼンテーションにあたって、パソコン、プロジェクター及びスクリーン等が必要な場合は事前に本協議会へ申し出ること。

（６） 審査

審査員が、本協議会が定める審査項目に従って審査を行い、最優秀者を決定する。なお、必要に応じて、参加者へのヒアリングを別途実施する場合がある。

① 審査項目 別表「企画提案書審査基準」のとおり

② 結果通知 すべての提案者に通知する。なお、審査員構成及び審査経緯については公表しない。また、審査内容及び結果についての異議は、一切認めない。

５ 契約に関する事項

（１）契約候補者

本協議会は、審査において最優秀者として決定した者を、本業務に係る契約候補者とする。ただし、次のいずれかの事由により契約を締結できない場合には、次点者を契約候補者とする。

① 契約候補者が、プロポーザルの参加要件を満たさないこととなったとき

② 契約候補者が本業務の契約締結を辞退したとき

③ その他の理由により契約候補者と契約締結が不可能となったとき

（２）契約金額

契約金額は、上記２業務概要の（６）の予算上限額を超えないものとする。

（３）契約内容及び実施条件

① 本業務の契約内容については、候補者の提出書類等に記載された内容を尊重したうえで、候補者との協議により定める。なお、協議の過程で提案の一部について変更を求めることがある。

② 企画提案書に記載した総括責任者は、特別の理由により本協議会がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

（４）業務の再委託

業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。但し、業務の一部に係る再委託について、あらかじめ本協議会の承諾を得た場合はこの限りではない。

６ その他留意事項

（１）提出された書類は返却しない。

（２）提出する企画提案書は、参加者１社につき１提案とし、提出後の書き換え、差し替え、追加等は、認めないものとする。ただし、誤字等の軽微なものは除く。

（３）プロポーザルに係る企画提案書等の作成及び提出に要する経費、プロポーザルに参加するための交通費等は、全て参加者の負担とする。

（４）虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は受注事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。

（５）提案に際して、受注事業者として採用されないことがある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。

（６）公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。

（７）プロポーザル参加申込書を提出した後に辞退する場合は、速やかに７の問い合わせ先まで連絡するとともに、書面にて辞退の届出を行うこと。

（８）プロポーザル参加者が多数の場合は、プロポーザル実施前に、審査員で企画提案書等提出書類一式のみによる審査のうえ、５社程度に絞り込みを実施する場合がある。

（９）参加申込者が１社の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準（評点の配点合計の６０％以上）を満たすと認められた場合には採用するものとする。

７ 問い合わせ先

〒849-0122
佐賀県三養基郡上峰町大字前牟田 107 番地 2
社会福祉法人　上峰町社会福祉協議会
TEL：0952-52-4930　FAX：0952-52-4932
Mail：kamisya@star.saganet.ne.jp

別表　企画提案書審査基準

審査における評価対象及び配点は次のとおりとする

評価対象	評価項目	配点
事業者の評価	直近３年間の自治体等との取組実績	１０
	事業の実施体制の確保	
設計業務	利用者の安全性確保や利便性を踏まえた設計提案か	３０
施工業務	施工計画は合理的な提案か	１５
	調達・施工段階での品質管理は十分か	
経済性	施行後１０年間の維持管理に必要な経費の見込み	１５
	見積金額	
付加価値	事業効果を高める提案（追加機能の提案を含む。）	３０